

男女共同参画社会をつくる

改正配偶者暴力防止法が施行されました

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第84号。以下「令和7年改正法」という。）が令和7年12月3日に成立、同年12月10日に公布され、同年12月30日に施行されました。

本稿では、令和7年改正法の改正のポイントを解説します。

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

保護命令の概要

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）においては、DV事案に関して、被害者からの申立てにより、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまとい等の一定の行為を禁止する命令（保護命令）を発することができることとなっています。「配偶者」には、①法律婚の相手方、②事実婚の相手方、③生活の本拠を共にする交際相手が該当します。また、離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③も含みます。

保護命令には、以下6つの類型があり、保護命令に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処されることとされています。

保護命令の種類

1年間 **被害者への接近禁止命令** 被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

以下の4つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

1年間 **被害者への電話等禁止命令** 被害者に対する次の行為を禁止する命令
面会の要求/行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時～6時)の電話・FAX・メール・SNS等送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等(電磁的記録の送信を含む)/GPSによる位置情報取得等

1年間 **被害者の子への接近禁止命令** 被害者の子(※)の身辺につきまったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令
※被害者と同居する未成年の子

1年間 **被害者の子への電話等禁止命令** 被害者の子に対する次の行為を禁止する命令
行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時～6時)の電話・FAX送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等(電磁的記録の送信を含む)/GPSによる位置情報取得等

1年間 **被害者の親族等への接近禁止命令** 被害者の親族等(※)の身辺につきまったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令
※被害者の親族(被害者の成年の子を含む)その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

2か月間* **退去等命令** 被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令
※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

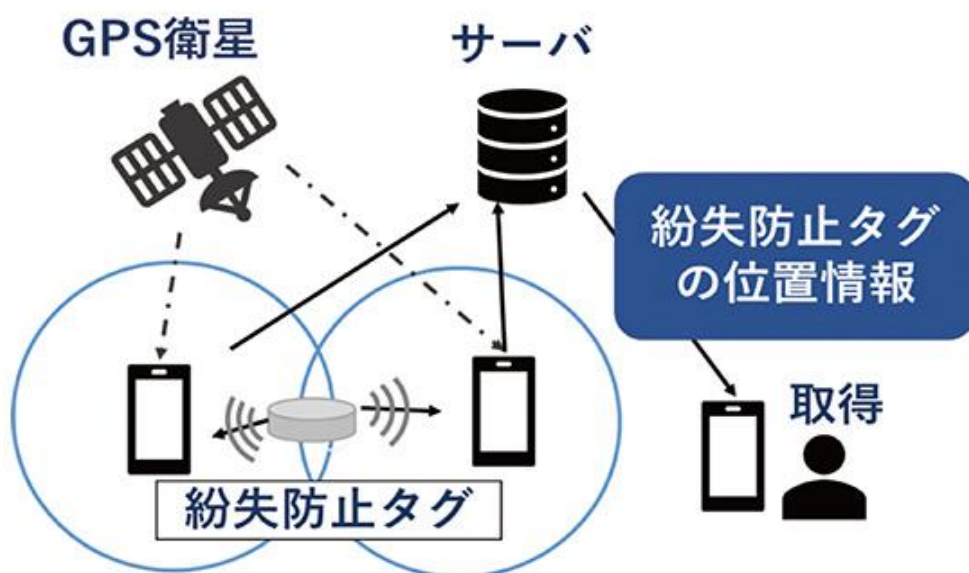
令和7年改正法の概要

昨今、いわゆる紛失防止タグを用いて、相手の所在を把握するストーカー事案が増加しており、DV事案においても、いわゆる紛失防止タグを悪用されるケースが見られるようになっているなどの実情を踏まえ、令和7年改正法が令和7年12月3日に成立し、同年12月10日に公布、同年12月30日に施行されました。

これにより、法でも既に規定されていた GPS 機器等を用いた位置情報の無承諾取得等に加え、いわゆる紛失防止タグを用いた位置情報の無承諾取得等についても、接近禁止命令等における禁止行為の対象となります。

※紛失防止等のため紛失防止タグと同様に位置情報を特定する機能を持つ機器（イヤホン等）も含まれます。

紛失防止タグの仕組みの一例



詳細は、こちらをご覧ください。

URL

[https://www.gender.go.jp/policy/
no_violence/e-vaw/law/32-1.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/32-1.html)





内閣府では、新たな制度の周知等に努めるほか、引き続き、相談体制の整備など、被害者支援に係る取組を進めてまいります。

内閣府男女共同参画局 共同参画1月号転載

